

令和4年9月21日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	ナヴィス東京株式会社
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和元年8月2日に東京港内において運航船「ペルソナ」が大井防波堤への衝突事故が発生した。</p> <p>監査の結果、選任されている安全統括管理者兼運航管理者が安全管理業務を行っていないことが、安全管理体制が十分でないことを確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<ul style="list-style-type: none">○経営トップ自らが輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を図ること。○安全統括管理者及び運航管理者の選任をすること。○運航の安全確保が確実にできる運航計画・配乗計画を作成すること。○事故発生の実態を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。○運航の安全確保のために必要な情報の収集及び把握を確実にすること。

令和4年9月21日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ブルームーンマリーン
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	<p>平成30年8月1日に東京都荒川内において運航船「Celebrity Cruise II」とプレジャーボートとの衝突事故が発生した。</p> <p>監査の結果、安全管理体制が十分でないことを確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>○経営トップ自らが、輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内にて周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること。</p> <p>○運航管理者がその職務を執ることができない場合に当該職務を引継いで執れるよう運航管理補助者を選任するとともに、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておく等、運航管理体制の見直し・改善を図ること。</p> <p>○関係法令及び安全管理規程の法令順守及び安全意識の向上を図るために社員及び乗組員全員に指導・教育を定期的実施すること。</p> <p>○事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るために、年1回以上事故処理に関する訓練を実施すること。</p>